

FP Topics = 老齢年金の繰上げと繰下げ受給 = 2021年8月号

東京オリンピックは無事に終了し、パラリンピックが開催しましたが、コロナ禍の影響は凄まじく、緊急事態宣言は長期化するようです。日本経済（一般庶民の生活）は立ち行くのでしょうか？ 行政での相談業務では、難しい問題が山積しています。施政者は、一般庶民の暮らしにもっと目を向けるべきだとつくづく感じている今日この頃です・・・

今月号は、老齢年金の《繰上げ受給》と《繰下げ受給》について、概要を解説してみたいと思います。

= 老齢年金の繰上げ受給とは =

老齢年金は65歳から受け取るのが原則とされていますが、希望すれば65歳になる前から受給することも可能です。60歳から64歳11か月までの間で受給開始することを繰上げ受給といいます。老齢年金には、前述したとおり老齢基礎年金と老齢厚生年金がありますが、繰上げ受給は老齢基礎年金と老齢厚生年金をセットで繰上げ請求することになります。

= 繰上げ受給の減額率 =

繰上げ受給を請求した場合、原則通り65歳から受給する年金額から受給額は減額されます。その減額率は請求した月から、65歳になる月の前月までの月数に0.5%を掛けて計算されます。月割計算となっているようです。

請求した時の年齢	減額率
60歳0か月	30%
61歳0か月	24%
62歳0か月	18%
63歳0か月	12%
64歳0か月	6%

= 具体的な老齢基礎年金額と注意点 =

第1号被保険者（自営業等）期間のみの方は、老齢基礎年金のみの受給となります。例えば60歳0か月から繰上げ受給を請求すると、30%（左下の表）の減額となります。2021年度満額の年金額は78万900円です。70%相当額は、54万6,630円（月額4万5,552円）となります。

繰上げ請求した場合の注意点（デメリット）としては、決定された減額率は一生変更できません。65歳に到達しても、本来の額には戻りませんので、注意が必要です。

また、繰上げ請求した後は、障害基礎年金（後述します）を受け取ることができなくなります。

= 老齢厚生年金の繰上げ =

第2号被保険者（会社員等）として、厚生年金被保険者の実績があれば、老齢基礎年金と併せて老齢厚生年金を受給することができます。

前述した通り、老齢年金の繰上げ請求は、基礎年金と厚生年金をセットで請求する必要がありますが、老齢厚生年金の繰上げができるのは、65歳になる前の特別支給の老齢厚生年金（昭和36年4月2日以降生まれの男性と昭和41年4月2日以降生まれの女性）がない方となります。

厚生年金部分については、報酬比例に基づく計算方法等により算出されていますので、各自働き方等の相違により、受給額は異なってきます。繰上げすることによる減額率は、老齢基礎年金部分と同率（左表）となります。

※特別支給の老齢厚生年金を受給できる方も、早期に、減額された年金を受給することができます。詳細は、年金事務所等で確認していただけますようお願いいたします。



= 老齢年金の繰下げ受給とは =

老齢年金の繰下げ受給とは、請求することにより、原則65歳からの年金受取りを、66歳以降に繰下げすることをいいます。繰上げ受給の反対です。

66歳の誕生日の前日を含む月を66歳0か月とカウントし、70歳になるまでの良いタイミングで受け取りを請求することができます。

繰上げて受給する場合、一定の減額率（0.5%）で減額されていましたが、繰下げて受給する場合は一定の割合（0.7%）で増額されます。（下表参照）

増額される月数は60か月と限定されており、70歳0か月で最高の増額率42%となります。

請求した時の年齢	増額率
66歳0か月	8.4%
67歳0か月	16.8%
68歳0か月	25.2%
69歳0か月	33.6%
70歳0か月	42%

= 具体的な老齢基礎年金額 =

繰下げ受給した場合の、具体的な老齢基礎年金額は、最大で42%増加します。2021年度満額の年金額は78万900円です。142%相当額は、110万8,878円（月額9万2,406円）となります。

= 老齢厚生年金の繰下げと注意点 =

繰下げて受給する場合、老齢基礎年金と老齢厚生年金は別々に繰下げ請求することができます。

どちらかを原則通り65歳から受給し、もう一方を繰下げて受給する、といった方法も可能です。

老齢厚生年金の繰下げ請求ができるのは、平成19年4月以降に老齢厚生年金を受け取れるようになった人です。繰上げ受給と同じく、一度繰下げ請求をすると生涯変更することができませんので、注意が必要です。

その他、繰下げて受給する際には、注意事項が多々あるようです。詳細をよく理解して慎重に決定する必要があります。詳細は年金事務所等でしっかり確認されることをお勧めします。

～今月の山便り～

写真は、大峯奥駈道北部の稜線です。釈迦ヶ岳の少し手前あたりかと思われます。足元の踏み後から、眼前には果てしなく続く尾根が遠望されます。

奈良金峯山寺から和歌山熊野本宮大社まで約100kmほどの修験の道です。標高1,200m～1,900mの山岳が連なる急峻な地形を歩きますが、積算データを確認してみると、登りの合計が約7,800m下りの合計は約8,000mあるようです。8,000m級の山にも登ってしまうくらいの標高差を歩きます。

1,300年の伝統をもつ山岳信仰の聖域ですので、他の山域とは異なる独特の雰囲気があります。

私がまだ30代前半の頃、関東の中央線沿いの山をよく歩いていたことがありました。帰路はいつも鈍行（普通）列車で勝山ワイン（ワンカップ）を飲みつつ、その日の山歩きを思い出してニヤついていたのですが、たまたま同席した年の頃なら70代後半？くらいの、同じく山帰りのおじさんとの山の話が、頭の片隅にずっと残っていました。山の大先輩に質問したのです。いままでに登られた山で、一番印象に残っている山域はどこですか？という質問に、その大先輩は奈良の“大峯山”と答えられたのを、ずーっと覚えていたのです。その当時は、まったく知識もなく、関東に住んでいましたので、どこだろー？くらいでスルーしていました。

大阪に帰阪し関西の山を物色し始めたとき、そのことを思い出したのです。軽い気持ちで、（大峯）弥山に行ってみると、2回はじかれました・・・登山口に辿り着けないのです。ながく山に登っていましたが、こんなことは記憶にありません。標識も道案内も何もなく、人にも会いません。そのあたりを歩き回って虚しく帰ったのを思い出します。しっかり調べよう！ってことですが、それまでの常識が通用しなかったのだと思います。

